

社会福祉法人 幸陽会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸陽会（以下「当法人」という。）の定款第 11 条に基づき、当法人の役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員報酬については下記のとおり定める。

(1) 理事長	0 円
(2) 当法人の実務を行わない理事	0 円
(3) 通常監事	0 円
(4) 税理士であり、かつ法人監査を行う監事	100,000 円／年

(報酬の支給)

第3条 報酬は年に1度、監査終了後、1ヶ月以内に本人の口座に振り込むこととする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事長の専決事項とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から実施とする。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施とする。